

**自動販売機設置場所の貸付け
に係る入札案内書**

入札日時 令和8年3月19日(木) 午後2時

入札場所 小田原競輪場会議室

令和8年2月

小田原市公営事業部 事業課

目 次

1 貸付物件	2
2 貸付期間	2
3 日程	2
4 入札参加資格	2
5 契約上の主な条件	3
6 入札申込手続き	4
7 入札	5
8 落札	6
9 契約の締結	6
10 入札結果の公表	6
11 その他	6
12 問い合わせ先	7
13 設置場所の概要	7

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札案内書

1 貸付物件

- 小田原市城山四丁目10番1号 小田原競輪場 別添「小田原競輪場配置図」参照
- 小田原市水之尾143番地の1 サンサンヒルズ小田原 別添「サンサンヒルズ小田原配置図」参照

物件番号	貸付場所・貸付面積	販売品目(容器)	新設・既設
1	小田原競輪場 藤棚休憩所B 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(紙パック)	既設
2	小田原競輪場 シアター室横 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(ペットボトル)	既設
3	小田原競輪場 特別指定観覧席 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(ペットボトル)	既設
4	小田原競輪場 第1駐車場前 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(商品容器等指定なし)	既設
5	小田原競輪場 自警詰所 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(商品容器等指定なし)	既設
6	小田原競輪場 旧第6投票所前 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(商品容器等指定なし)	既設
7	サンサンヒルズ小田原 玄関 1. 5m ² 以内 (固定具、放熱スペースを含む)	飲料(商品容器等指定なし)	既設

※本案内書7ページに令和5年度の実績を記載しております。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 日程

項目	日 程
受付期間	令和8年3月6日(金)から3月13日(金)まで
入札日時・場所	1. 令和8年3月19日(木) 午後2時 小田原競輪場会議室
契約の締結期限	令和8年3月27日(金)

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き1年以上その事業を営んでいること（小田原市内において自動販売機の設置に関して行政財産の目的外使用許可を引き続き1年以上受けている場合を含む。）。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていないもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 次の①から⑤に該当しないこと。
 - ① 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - ② 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - ③ 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - ④ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等と、密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例第23条（平成22年神奈川県条例第75号）第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は小田原市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）または支店、営業所を有すること。
- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市町村税又は特別区税の未納がないこと。

5 契約上の主な条件

- (1) 契約の内容
本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けとなります。
- (2) 貸付料
貸付期間中の貸付料総額は、落札額×1.10（消費税）×3年により算出した額とします。
小田原市が発行する納入通知書により、各1年度分を、契約書に記載されている納入期限までに納付してください。
- (3) 設置機器の仕様
 - ① 貸付物件が公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
 - ② 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- (4) 設置条件
 - ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量メーター設置費用等含む。）維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。
 - ② 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

- ③ 光熱水費は設置事業者の負担とし、設置業者の負担で計測用子メーターを設置し、自動販売機にかかる光熱水費の実費を小田原市へ納入する方法をとる。
- ④ 設置事業者は、年度ごとに、年間売上数及び売上額を、翌年度4月30日までに報告すること。
- ⑤ 販売品目は、密閉式の容器の清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。容器は設置場所ごとに定めたものとする。商品構成は、下記の表の種類をそろえること。また、物件番号2・3の設置販売機については複数のメーカーの商品を必ず自販機に入れること。

紙パック	茶系飲料、コーヒー飲料、果汁飲料、乳飲料
ペットボトル	水、スポーツ飲料、炭酸飲料、茶系飲料、果汁飲料

- ⑥ 小田原市から販売品目について要望があった場合は販売品目等の変更を協議すること。
- ⑦ 一本あたりの価格については、市場から逸脱しない範囲で販売すること。

(5) 維持管理

- ① 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを自動販売機に併設して設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルをすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続きを行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機設置に伴う事故については、小田原市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- ⑥ 自動販売機に係る盜難事故や破損事故に関しては、小田原市の責めによることが明らかな場合を除き、小田原市は一切の責を負わないととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- ⑦ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が原状回復義務の必要がないと判断した箇所を除き、指定日までに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小田原市に請求することができません。

6 入札申込手続き

(1) 申込受付期間

令和8年3月6日（金）から3月13日（金）までの平日

※受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

(2) 受付場所

小田原市城山四丁目10番1号

小田原市公営事業部事業課 総務係（小田原競輪場）

※直接書類を持参してください。郵送による受付は行っておりません。

(3) 提出書類

① 入札参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

③ 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）

④ 証明書

個人の場合…印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合…印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

※発行後3箇月以内のものとします。

⑤ 納税証明書

個人の場合…国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書

法人の場合…国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3箇月以内、最新年分の本書を提出するものとします。

(4) 入札参加資格確認通知書の交付

(3) の書類を提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、入札参加資格確認通知書を送ります。入札当日に必ず持参してください。

7 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和8年3月19日（木） 午後2時

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

小田原競輪場 会議室

(3) 入札方法

① 入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税を加算しない金額）を記載すること。

② 入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印すること。

③ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印すること。

※金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください

さい。

- ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることがでないものとする。
- ⑤ 入札書は、入札者又はその代理人が持参すること。

※代理人が入札をする場合は、委任状（様式5）の提出が必要となります。

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるとときは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

- ① 入札を行う資格のない者が入札したもの
- ② 所定の日時までに到着しないもの
- ③ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの
- ④ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもつて価格を表示しないもの
- ⑤ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの
- ⑥ 不正な行為により入札したもの
- ⑦ その他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(6) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加資格確認通知書
- ② 委任状（様式5）
※代理人が参加する場合のみ必要です。
- ③ 入札書（様式4）
- ④ 印鑑（入札者又は代理人のもの）

(7) 入札保証金

小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第8条により、市の指定する日時までに納付すること。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、契約書等その証明書類の提出をもって入札保証金について免除する。

- ① 令和3年3月19日以降において国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約（自動販売機設置場所の貸付契約）を締結し、その契約を誠実に履行したもの
- ② 令和3年3月19日以降において小田原市の市有施設において、自動販売機の設置実績があり、これを誠実に履行したもの
- ③ 小田原市の指名競争入札参加名簿に登録されているもの

8 落札

- (1) 有効な入札により、最低貸付料を超える最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるとき

は、入札事務に関係のない職員がこれを行います。

9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年3月27日（金）までに、小田原市と公有財産賃貸借契約書（様式6）により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、落札価格×1.10（消費税）×3年 となります。
- (4) 本件契約締結までに、契約保証金として貸付額の3箇月相当分【落札額×1.10×3/12（円未満切上げ）】を納入していただきます。ただし、契約者が過去5年間に国（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結し、契約を誠実に履行し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この保証金を免除します。
- (5) 契約保証金は、本件契約期間満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、落札者に還付いたします。
- (6) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

10 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、落札者）を小田原市ホームページにて公表します。

11 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、小田原市財産規則、小田原市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

12 問い合わせ先

〒250-0045 神奈川県小田原市城山四丁目10番1号
小田原市公営事業部 事業課 総務係
電話 0465-23-1101

※ 受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

1.3 設置場所の概要

名称（所在地）	小田原競輪場（小田原市城山四丁目10番1号） サンサンヒルズ小田原（小田原市水之尾143番地の1）	
競輪開催日数（令和5年度分）	年間209日間（うち本場開催は68日）	
売上本数（場所別） (令和5年度分)	藤棚休憩所B	2, 641本
	シアター室横	3, 624本
	特別指定観覧席	2, 736本
	第1駐車場	2, 524本
	自警詰所	3, 305本
	ガードマン詰所	742本
	サンサンヒルズ	882本

入札参加申込書

令和 年 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一 様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札案内書の内容を承知の上、下記貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
小田原競輪場	小田原市城山 四丁目 10 番 1 号	藤棚休憩所 B	1. 5 m ²	1 台
		シアター室横	1. 5 m ²	1 台
		特別指定観覧席	1. 5 m ²	1 台
		第 1 駐車場前	1. 5 m ²	1 台
		自警詰所	1. 5 m ²	1 台
		旧第 6 投票所前	1. 5 m ²	1 台
サンサンヒルズ 小田原	小田原市水之尾 143 番地の 1	玄関	1. 5 m ²	1 台
合 計			計 10. 5 m ²	計 7 台

添付書類（提出する書類に○を付けること）

- () ① 誓約書
- () ② 小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- () ③ 印鑑登録証明書（個人）小田原市暴力団排除条例に係る誓約書
- () ④ 身分証明書（個人）
- () ⑤ 印鑑証明書（法人）
- () ⑥ 登記事項証明書等（法人）
- () ⑦ 納税証明書
- () ⑧ 入札保証金免除のための書類

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

誓 約 書

令和 年 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一 様

誓約者	住所又は所在地
	氏名又は名称
代表者名	印

小田原市が行う自動販売機設置場所の貸付けに係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 会社更生法第17条の規程に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てはされておりません。
- 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

小田原市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一 様

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 印

小田原市が行う自動販売機設置場所の貸付けに係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下、「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 2 上記1に該当する者でないことを確認するため、小田原市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、小田原市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

入札書

令和 年 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一 様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

件名

小田原競輪場自動販売機設置場所貸付けの入札

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	△
											円

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「¥」を記入すること。
2. 記載する金額は、1年間の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入してください。

委任状

小田原市長 加藤憲一様

私は、を代理人として次の事項を委任します。

委任事項

小田原競輪場自動販売機設置場所貸付けの入札に関する一切の権限.....

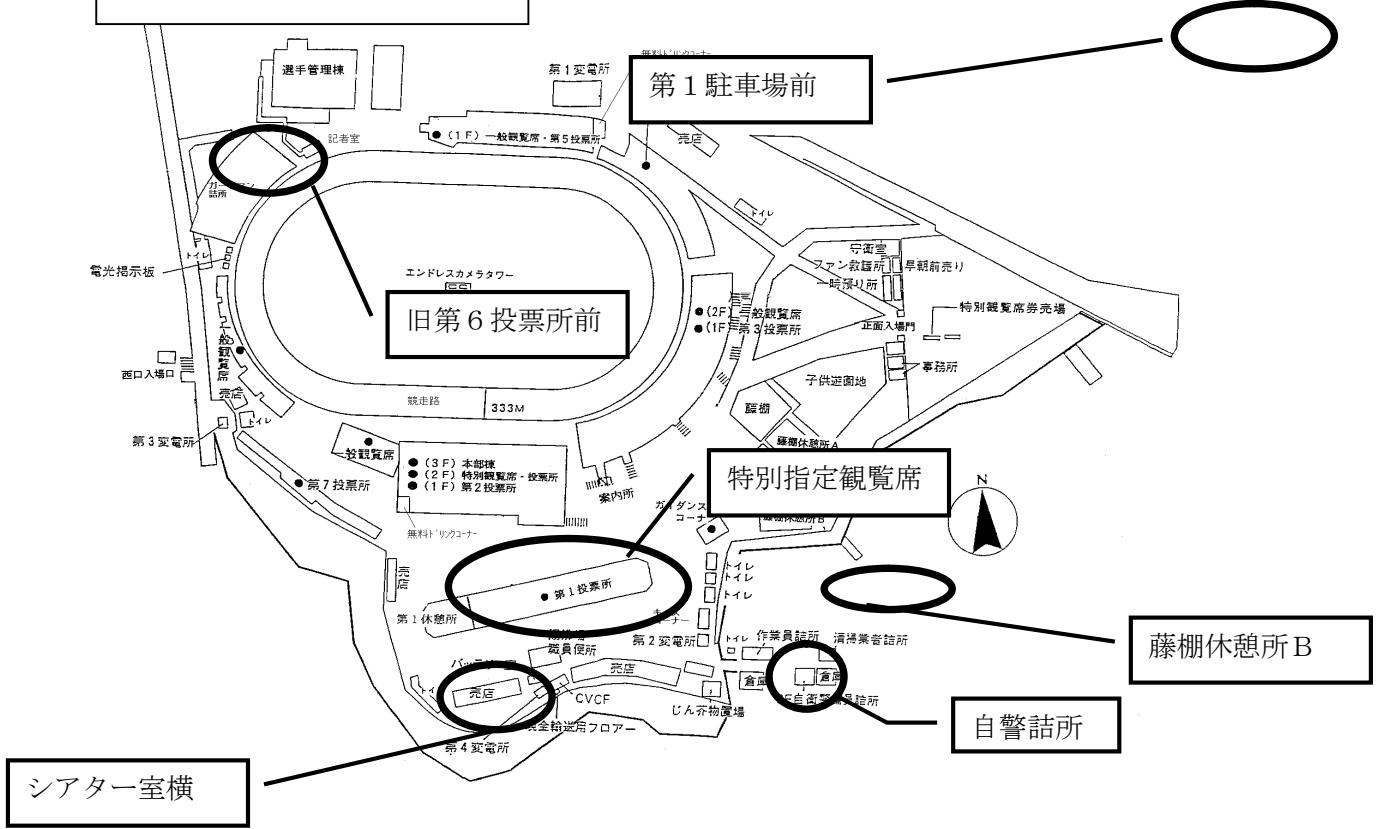
受任者印

令和 年 月 日

委任者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

印

小田原競輪場配置図



サンサンヒルズ小田原配置図

